

令和5年度
第1回福知山市立公民館運営審議会

資 料

福知山市立公民館

福知山市立公民館運営審議会委員名簿

(敬称略)

氏名	選出団体等	備考
あさお としひこ 浅尾 敏彦	市立学校校長会	
おおつき ひろし 大槻 紘	(公社)福知山市文化協会	副委員長
あしだ おさむ 芦田 収	(一財)福知山市スポーツ協会	
おおつき えみこ 大槻 恵美子	福知山市PTA連絡協議会	
つちだ れいこ 土田 令子	福知山市連合婦人会	
ささき やすこ 佐々木 康子	福知山市社会教育委員会議	
よしづみ さとみ 善積 里美	福知山市立図書館協議会	
さんだん まこと 山段 誠	福知山市公民館連絡協議会	
うめだ よしひろ 梅田 芳宏	川口地域公民館運営協議会	
しおみ たかし 塩見 隆司	日新地域公民館運営協議会	
おはら あきのり 小原 彰紀	北陵地域公民館運営協議会	
いのうえ まさみち 井上 雅道	六人部地域公民館運営協議会	
きりむら まさのり 桐村 正典	成和地域公民館運営協議会	
ふじた やすお 藤田 泰生	三和地域公民館運営協議会	
まとば よしひこ 的場 善彦	夜久野地域公民館運営協議会	
しが としゆき 志賀 敏之	大江地域公民館運営協議会	
はま ともひろ 濱 友啓	桃映地域公民館運営協議会	委員長
ほんだ ようこ 本多 洋子	公募委員	
きぬがわ まさひこ 衣川 正彦	公募委員	

計 19 名

任期 令和6年 7月26日まで

公民館運営審議会関係法規（抜粋）

○社会教育法

（公民館運営審議会）

第二十九条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第三十条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

第三十一条 法人の設置する公民館に公民館運営審議会を置く場合にあつては、その委員は、当該法人の役員をもって充てるものとする。

○公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令

○公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令
平成二十三年十二月一日文部科学省令第四十二号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第五号）の一部の施行に伴い、及び社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第三十条第二項の規定に基づき、公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令を次のように定める。

公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令

社会教育法第三十条第二項の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱することとする。

附 則

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

○福知山市立公民館条例（昭和51年4月1日条例第4号）

（公民館運営審議会）

第3条 公民館に法第29条第1項の規定に基づき、公民館運営審議会を置く。

2 公民館運営審議会委員（以下「委員」という。）の定数は、20人以内とする。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 公職又は団体代表の地位にあつたため委嘱された委員の任期は、前項の規定にかかわらずその地位を退いたときをもって終わる。

○福知山市立公民館条例施行規則（昭和51年3月31日教育委員会規則第5号）

（公民館運営審議会）

第4条 公民館運営審議会（以下「運営審議会」という。）に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。

3 委員長及び副委員長の任期は、2年とする。ただし、再選することができる。

4 委員長は、運営審議会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

第5条 運営審議会の会議は、定例会及び臨時会とし、委員長が招集する。

（1）定例会は、原則として単年度2回開催する。

（2）臨時会は、必要に応じて開催する。

公民館関係法規（抜粋）

○社会教育法

第五章 公民館

（目的）

第二十条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

（公民館の設置者）

第二十一条 公民館は、市町村が設置する。

2 前項の場合を除くほか、公民館は、公民館の設置を目的とする一般社団法人又は一般財団法人（以下この章において「法人」という。）でなければ設置することができない。

3 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。

（公民館の事業）

第二十二条 公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。

- 一 定期講座を開設すること。
- 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

（公民館の運営方針）

第二十三条 公民館は、次の行為を行つてはならない。

一 もつばら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。

二 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。

2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

（ の部分は「営利事業」とすべきものと思われる。）

（公民館の基準）

第二十三条の二 文部科学大臣は、公民館の健全な発達を図るために、公民館の設置及び運営上必要な基準を定めるものとする。

2 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、市町村の設置する公民館が前項の基準に従つて設置され及び運営されるように、当該市町村に対し、指導、助言その他の援助に努めるものとする。

（公民館の設置）

第二十四条 市町村が公民館を設置しようとするときは、条例で、公民館の設置及び管理に関する事項を定めなければならない。

第二十五条及び第二十六条 削除

（公民館の職員）

第二十七条 公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。

2 館長は、公民館の行う各種の事業の企画実施その他必要な事務を行い、所属職員を監督する。

3 主事は、館長の命を受け、公民館の事業の実施にあたる。

第二十八条 市町村の設置する公民館の館長、主事その他必要な職員は、当該市町村の教育委員会（特定地方公共団体である市町村の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた公民館（第三十条第一項及び第四十条第一項において「特定公民館」という。）の館長、主事その他必要な職員にあつては、当該市町村の長）が任命する。

○福知山市公民館条例施行規則（昭和51年3月31日教育委員会規則第5号）

（事業）

第2条 福知山市立公民館（以下「公民館」という。）において、おおむね次の事業を行う。

- （1）定期講座を開設すること。
- （2）研修会、実習会、展示会等を開催すること。
- （3）図書、資料等を備え、その利用を図ること。
- （4）体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- （5）各種社会教育関係団体との連絡協調を図ること。
- （6）その施設をコミュニティ活動その他の公共的利用に供すること。
- （7）その他公民館の目的達成に必要な事業

福知山市の公民館

教育委員会

中央公民館

運営審議会

< 地域公民館 >

(中央公民館)

(南陵)

川口地域公民館

日新地域公民館

北陵地域公民館

六人部地域公民館

成和地域公民館

三和地域公民館

夜久野地域公民館

大江地域公民館

桃映地域公民館

* それぞれの館に運営協議会を設置

市立公民館

< 地区公民館 >

惇明
(昭和)

上川口
三岳
金谷

雀部
遷喬
成仁
佐賀

金山
雲原

上六人部
中六人部
下六人部

修斉
天津
上豊富

菟原
細見
(休館中)
川合

上夜久野
中夜久野
下夜久野

物成
(休館中)

俊明
(休館中)

河守
河西
(休館中)

河東

有路上
(休館中)

有路下
(休館中)

大正
庵我

※それぞれ独自の運営組織を置かれている。

※(すべてではないが)各集落に分館を設置

※合併の経過措置により、旧3町の13地域公民館が地区公民館に移行。

自治公民館

令和5年度市立公民館の活動の重点

現代社会が、日々、多様化・複雑化していく中では、「地域づくり」や「まちづくり」における課題解決に向けた「学び」と「実践」に取り組むことが重要である。

市立公民館は「地域の絆」をつないでいく公共の施設であることから、若者から高齢者まで、すべての人が集い、多様な学習機会や世代を超えた交流の場の提供、時代背景に順応した文化、教養、人権学習などに関する各種事業を展開するとともに、家庭、学校、地域とそれぞれの公民館が一緒になって、笑顔あふれる公民館活動を推進するために、重点項目を下記のとおりとする。

1 笑顔あふれる公民館活動

地域課題解決に向けた学習活動の促進

高齢社会、安心安全、環境問題等の地域課題に対応した学習活動や情報提供を行い、地域住民の主体的な地域づくりや学習活動の促進に努める。

2 青少年の健全育成「心の教育」実践活動と「地域未来塾」の展開

地域全体で子どもを育む環境づくりの推進

家庭、学校、地域社会が、連携・協働し「こだま教育」「あいさつ運動」「家族だんらんの日」「地域未来塾」事業を推進し、希薄になりつつある地域の絆を深めるとともに、地域の人材の活用によるコミュニティの活性化を促し、子どもの成長を地域全体で支え、かつ育む環境づくりの充実に努めることで、青少年の健全育成をめざす。

3 市民協働のまちづくりに向けた取組

(1) 関係諸団体との連携の強化

公民館活動の重点を基に、学校や地域、地域公民館・地区公民館の連携を強化し、住民が地域社会の構成員として社会参加できるような、地域コミュニティの推進に努める。

(2) 地域の人材活用と指導者育成

地域社会の教育力の向上を図るため、生涯学習講座等では、地域の人材を積極的に活用し、地域づくりに貢献できるリーダーの育成に努める。

(3) 地域ボランティア活動の推進

世代を越えてボランティア活動を進めるため、学校や社会教育関係団体との連携を密にし、公民館活動を通じてボランティア意識の向上をめざす。

4 市立公民館の施設・設備の整備と充実

地域の生涯学習を推進する社会教育の拠点施設として、又、災害時等の避難所としての役割を果たすため、市立公民館の施設・設備の整備及び充実に努める。

1 令和5年度事業（取組）の重点について

- (1) 笑顔あふれる公民館活動の推進
いつでも・だれでも・どこでも・楽しく学ぶことができる様々な学習活動や情報提供を行い、生涯学習講座等を通じて地域や世代を超えた交流を深め、活動の輪が広がっていくよう推進する。
- (2) 地域全体で子どもを育む環境づくりの推進
地域社会との交流の場の提供や様々な体験学習を通して、次代を担う子どもたちが、家族や地域のぬくもりを感じつつ、人として思いやりあふれる豊かな心と創造性を培い、育んでいくための環境づくりの充実に努め、青少年の健全育成をめざす。
- (3) 市民協働のまちづくりに向けた取組
「市民交流プラザふくちやま」を拠点とし、地域の人々にとって身近な施設として、時代に即した幅広い活動を展開するとともに、社会教育団体や公民館登録団体の自主的な活動を支援し、地域コミュニティの活性化を促進するとともに、地域づくりに貢献できるリーダー的役割を担う人材の育成に努める。

2 事業の概要及び特徴的な事業等について

- (1) 一般講座・教室（11講座）（下線新規教室）
『たのしい書道教室』 『たのしい篆刻教室』 『台湾風ストレッチ～楽筋操～』
『手づくりパン教室』 『米粉教室』 『柚子ジャムとこんにやく作り』
『男性クッキング』 『そば打ち教室』 『フラダンス教室』 『漆の教室』
優れた智恵・技を持つ高齢者から技能を学ぶ『季節料理教室』
- (2) わくわく体験教室（2教室）
夏休み期間を利用し、小学生が幅広い世代の人々と交流しながら新しい発見や知識を身につけ、親子のふれあいを大切にした教室等を開催する。
◎「家族だんらの日の家族へのおもてなし」
『福知山の特産物「抹茶」を知ろう！』
◎親子体験学習『自然観察会と植物標本づくり』
- (3) まちづくり構想「生涯学習講座」地域課題枠
・まちづくりの推進 まちづくりの担い手育成講座
・アクティブシティの推進 生涯スポーツの推進：ノルディックウォーキング
- (4) 人権教育の推進
共に幸せを生きるまちづくり人権講座
現在調整中
- (5) 中央公民館文化祭（12月2日（土））
公民館講座の作品展示、音楽発表、模擬店など、公民館登録団体（14団体）の活動成果の発表の場として開催し、活動の輪を広げていく。

1 令和5年度事業（取組）の重点について

- (1) 利用者拡大を目指し、誰でもが気軽に利用できる公民館づくりに努める。
- (2) 地域の交流を深め、楽しく、学ぶ事が出来る生涯学習講座を推進する。
- (3) 地域づくりの一環として、人権教育、心の教育を推進する。

2 事業の概要及び特徴的な事業等について

(1) 学習活動の推進（11講座、34回）

講座・教室については開催時に、アンケートを取り皆さんの要望を出来るだけ取り入れ開催をしている。

- ①親子で作るスライム教室 ②親子で作るスクラップブック教室
- ③初心者向け和菓子教室 ④貯筋体操教室 ⑤手芸教室
- ⑥親子で学ぶ楽しい英語教室 ⑦季節の料理教室 ⑧エコクッキング教室
- ⑨手打ちそば教室 ⑩男めしクッキング教室 ⑪刃物研ぎ教室

※アンダーラインの講座は新規講座

特別枠講座

子育てについての講座…栗木 剛さん 9月10日（日）

(2) 家族ふれあい体験事業

- ①親子で作るスライム教室
- ②親子で作るスクラップブック教室
- ③親子で学ぶ楽しい英語教室

住民センター化による事業…ベビトレヨガ 7月15日（土）・8月19日（土）

(3) 地域づくりの推進事業（川口地域公民館運営協議会）

- 盆踊り大会（川口中学校）（8月6日（日））
- グラウンドゴルフ大会（大呂グラウンドゴルフ場）（10月15日（日））
- コミセンまつり（10月29日（日））

(4) 人権教育の推進事業

- ①「共に幸せを生きるまちづくり人権講座」6月10日（土）開催済
- ②川口地域公民館運営協議会 人権啓発部会 視察研修11月14日（火）
- ③川口地域公民館運営協議会 人権啓発部会 講演会12月9日（土）

(5) 心の教育実践活動

- ①あいさつ運動…各地区内通学路、スクールバス停車場、学校校門前等にて実施。
- ②家族だんらんの日…上川口・金谷保育園、上川口小学校、川口中学校、上小田教育集会所、各地区公民館等にて体験活動を実施

1 令和5年度事業（取組）の重点について

公民館長寿命化改修工事終了に伴うリニューアルオープンの取組
幅広い年齢層への活用を促す取組

- (1) 「親子・家族のふれあい」事業
- (2) 「地域のふれあい」事業
- (3) 「心の教育」実践活動事業

2 事業の概要及び特徴的な事業等について

(1) 一般講座（17講座、53回予定）

ア 親子講座

「陶芸」「パステル」

「子ども太鼓（新）」「ものづくり製作（高校生ボランティア）」

イ 生活を楽しむ講座

「剪定」「スイーツづくり」

ウ 趣味の講座

「クラフトバンド（新）」「アロマワックスバー（新）」「シニアピアノ（新）」

「ウクレレ（新）」「つまみ細工」「編み物」「草木染め」

エ 健康講座

「バランスボール」「気功（新）」

オ 地域探訪講座

「地域を知る長田野工業団地見学」

カ 料理講座

「飾り巻きずし」

(2) 出張講座

各地区公民館と共催した講座

「バランスボール」「そば打ち体験」

(3) 日新地域公民館運営協議会の事業

ア 前期「ボッチャ交流会」・後期「囲碁・将棋大会」（大人、子ども合同）

イ 「日新ふれあいまつり」リニューアルオープン記念事業

教室や同好会の発表、各地区より作品展示

(4) 青少年の健全育成「心の教育」実践活動

ア 「心の教育」実践活動発表会（11月19日）

・日新地域の幼稚園、各小学校、中学校の「心の教育」実践活動のまとめ展示

・雀部小学校、日新中学校、雀部地区公民館の実践発表

・日新中学校吹奏楽部・福知山高校附属中学校吹奏楽部・府立工業高校マンボ
ー演奏会

イ ‘21日新 夢と希望の会

ウ 地域未来塾

エ 親子スポーツ教室、幼児読み聞かせの会

(5) 人権教育の推進

ア 共に幸せを生きるまちづくり人権講座（10月20日実施予定）

イ 各地区公民館主催の人権講演会への参加

1 令和5年度事業（取組）の重点について

- (1) 北陵地域唯一の公共施設であり、多くの地域住民が和気藹々に気軽に集える地域のよりどころとして、公民館行事・講座事業や施設の利用推進を図る。また、対象住民が少なく、地域内に小中学校もない公民館であるため、自然を利用したり ICT を活用したりして、特色ある講座を開催する等して市内全域から目を向けてもらえる事業を提案する。
- (2) 北陵地域公民館運営協議会や北陵地域振興協議会が地域公民館と強く連携し、心豊かに暮らせる地域づくりを推進し、住民の生活の向上を目指した事業を展開する。
- (3) 地域活性化組織の雲原砂防イベント実行委員会の主催する事業や「金山教育集会所」が開催している事業・各種教室を協賛する。
- (4) 庁内 DX 推進事業担当者と連携して、市 HP の充実やフォームでの講座申込等で幅広い年齢層に対応して公民館は身近な存在のアピールをしていき、データの収集・分析によるニーズの把握等に役立て、公民館全体を盛り上げる。

2 事業の概要および特徴的な事業等について

(1) 北陵地域公民館運営協議会事業

「グラウンドゴルフ大会」6月、10月に開催

「北陵地域公民館まつり」11月19日予定

(2) 人権教育の推進

・共に幸せを生きるまちづくり人権講座の開催

金山教育集会所 8月 日一講師：調整中

北陵地域公民館 11月13日一講師：調整中 北陵地域「公民館まつり」内で

・地区巡回人権講座 雲原公民館 8地区 7月～11月

金山公民館 5地区 8月～ 3月

(3) 心の教育実践運動（毎月11日）

・挨拶運動

・家族だんらんの日

(4) 講座・教室関係

ア 一般新規講座

①さつまいも掘りとお菓子作り講座 ②居酒屋さんのスモーク講座

③健康体操1・2・3！ ④スマホ講座・LINE あれこれ、メルカリあれこれ

イ 一般講継続講座

①「初めてのドローン講座」②中国家常菜（ジャーチャンツァイ）家庭料理

③草木染教室 ④和菓子を作ろう！⑤ソーセージを作ろう！

⑥初心者のパソコン教室（フォトブック作成）⑦いろりばた～温故知新～

ウ 地域課題特別講座

①スマートシティ推進事業（スマホ講座）福知山公立大学

1 令和5年度事業（取組）の重点について

『多くの笑顔のために・生きる喜びのために』

- (1) 地域住民が、心豊かで充実し生きがいを持った生活を送るために、「いつでも」「だれでも」「どこでも」様々な学びの場が提供できるよう生涯学習の拠点となる。
- (2) 地域課題の解決に向けた人材の育成、活力あるコミュニティーの育成のための様々な情報の提供に努める。
- (3) 六人部地域人権教育推進委員会と協力して、人権問題の正しい理解と解決に向けた学習活動を推進する。

2 事業の概要及び特徴的な事業等について

(1) 一般講座（11講座 27回）

- | | | |
|--------------|------------------|-------------|
| ① リラックスヨガ教室 | ② ハンギングバスケット教室 | ③ 楽しい陶芸教室 |
| ④ 初心者のパソコン教室 | ⑤ かんたんエアロ教室 | ⑥ バランスボール教室 |
| ⑦ 夏休みチャレンジ教室 | ⑧ ノルディックウォーク体験教室 | ⑨ 和太鼓体験教室 |
| ⑩ 苔玉づくり教室 | ⑪ 味噌作り教室 | |

(2) 地域課題特別講座

- | | |
|----------------------------|-----------------|
| ① まちづくり推進事業（防災講座、まちづくり講座） | <連携：各地区公民館> |
| ② 住民センター開設記念事業（健康プロジェクト講座） | <連携：地域包括支援センター> |
| ③ スマートシティ推進事業（スマホ講座） | <連携：福知山公立大学> |
| ④ こども会活動推進事業（防災フェス） | <連携：各地区こども会> |

(3) 人権教育の推進事業

- | | |
|-------------------------|-------------------|
| ① 共に幸せを生きるまちづくり人権講座 | 【講師：ちゃんへん.氏】 |
| ② 六人部地域人権教育推進委員会主催人権講演会 | 【講師：栗木 剛氏】 |
| ③ 六人部地域人権教育推進委員会主催視察研修 | 【研修先：人道の港 敦賀ムゼウム】 |

(4) 「心の教育」実践活動

- | | |
|---------------------|------------------------|
| ① 「世代間交流・花いっぱい運動」 | <連携：六人部中、六人部小、地域内4保育園> |
| ② 「あいさつ運動」（毎月11日実施） | <連携：六人部中、六人部小、地区内の諸団体> |
| ③ 「家族だんらんの日」啓発活動 | <連携：中六人部保育園> |
| ④ 「心の教育実践発表会」 | <連携：六人部小学校> |
| ⑤ 「地域未来塾」 | <連携：六人部中学校> |

(5) その他（今年度の特徴的な動き）

- ① 「コミセンまつり」の分散開催
※9月から一時休館となるため2回に分けて開催する。
- ② 運営協議会の組織の見直し
※ 他団体とのより良い連携を目指す組織づくりを進める。

1 令和5年度事業(取組)の重点について

福知山市教育委員会の社会教育の重点・市立公民館の活動の重点・福知山市「心の教育」実践活動実行委員会方針等に基づき、地域住民の『交流の場』として、誰もが気軽に「集い」、「学び」、人と人との絆や地域の絆を深める「絆づくりの場」となる『笑顔あふれる公民館活動』を推進していく。

- (1) 地域住民の交流事業の推進
- (2) 各種事業や講座・教室での世代を超えた交流
- (3) 地域人材の活用と指導者育成
- (4) ホームページや「コミセンだより」などによる広報活動

2 事業の概要及び特徴的な事業について

(1) 成和地域公民館運営協議会の事業

- ア コミセンふれあいまつり (11月) ※各地区公民館共催
- イ コミセン杯スポーツ大会 (7・9・10月 4種) ※各地区公民館共催
ソフトボール大会 (7月) ビーチバレーボール大会 (7月)
高齢者グラウンドゴルフ大会 (11月) インディアカ大会 (12月)
- ウ 子ども交流大会 (10月) ※各地区公民館協力
- エ コミセン清掃活動
周辺草刈作業 (6月・9月) …成和地域41自治会から各1名参加
施設の利用者や団体による体育館やグラウンドの清掃奉仕活動 (6月～12月)
成和中学校生徒による清掃活動 (3月)
- オ その他の事業
総会 (4月・2月) 幹事会 (8月) 事業検討会 (3月)
コミセンふれあいまつり実行委員会 (9-10月) 4館合同研修会 (8月)

(2) 講座・教室の開催 (全体で15講座(教室) 50回実施予定)

- ①『シニアのピアノ入門教室』(初心者コース)〈新〉 ②『シニアのピアノ入門教室(経験者コース)〉〈新〉 ③『剪定教室』 ④『簡単ヨガ教室』 ⑤『卓球教室』〈新〉 ⑥『気功教室』 ⑦『小学生陸上教室(短距離走)』〈新〉 ⑧『農産加工教室』 ⑨『ノルディックウォーク』 ⑩『オカリナ教室』 ⑪『そば打ち教室』〈新〉 ⑫『正月お飾り教室』 ⑬『親子でスイーツと料理』(淑徳高校生から学ぶ)〈新〉 ⑭『自分らしい人生のしまい方』〈新〉 ⑮『手話教室』〈新〉

(3) 青少年の健全育成「心の教育」実践活動

- ア 各地区役員等による「あいさつ運動」(毎月11日)
- イ 家族だんらんの日(家庭・学校・地域住民が一体となった取組)
- ウ 親子参加の夏休み講座
- エ 子ども交流大会
- オ 「心の教育」実践活動発表会
※各校での学習発表会・文化祭、『コミセンふれあいまつり』で作品や取組展示
- カ 各地区公民館の事業(親子参加の事業・世代間交流事業)

(4) 人権教育の推進

- 共に幸せを生きるまちづくり人権講座(11月)

(5) 各種クラブ・サークル活動(約60団体)への支援

(6) その他

- 3地区公民館(上豊富・修斉・天津)との連携と研修会(4館合同研修会)の実施

1 令和5年度事業（取組）の重点について

- (1) 市教育委員会の「令和5年度社会教育の重点」に基づき、地域づくりや人づくりに貢献できるようにさまざまな学習機会と学習情報を提供するとともに、三和の食材を活かし楽しみながら食と農について学びを深めるための地域課題枠講座の事業を展開する。
地域の財産である子どもたちの健やかな成長のため、心の教育実践活動の下で地域住民とも連携しながら事業を進める。
- (2) 現在公民館が所在する三和荘が令和6年4月からリニューアルオープンするため、以後同居するまちづくり協議会や三和荘（施設利用、宿泊、レストランの各部門）と連携・協働し、地域交流の拠点となるよう議論を進める。

2 事業の概要及び特徴的な事業等について

(1) 講座・教室等

一般講座				一般講座			
	講座・教室名	実施月	回数		講座・教室名	実施月	回数
	スタンドグラス教室	6～7	4	新	レザークラフト教室	9	1
	フラワーアレンジメント教室	6～1	6	新	はじめての型染め教室	10	2
	バランスボール教室	6～7	5	地域課題枠講座			
	草木染め教室	6	1	新	夏休み 親子でピザ体験 「地産地消 学びのランチ」	8	1
	季節の料理教室	7～12	3				
	米粉教室	10～11	2	新	生のお米が大変身 「米活、 お茶活でほっこり息抜き」	12	1
	あみもの教室	6～11	10				
新	スクエアボッチャ体験	8	1	新	(企画調整中)	2	1
	ノルディックウォーキング	9	1	市民講座			
	子どもわくわく体験（科学）	7	1		スマホ講座①「調べよう」	9	3
	子どもわくわく体験（自然）	7	1		スマホ講座②「楽しもう」		
	いきいきライフセミナー	11～2	3		スマホ講座③「つくろう」		

(2) 心の教育実践活動の実施

①「家族だんらんの日」事業

親子交流事業「子どもわくわく体験（自然観察会）」「親子でピザ体験 学びのランチ」の実施と、家族だんらんの日の啓発活動を実施する。

②「あいさつ運動」事業

毎月11日をあいさつデーとし、三和学園や通学路であいさつ運動を展開する。

(3) 地域交流の拠点づくり

三和荘との連携及び情報共有をしながら、交流拠点としてのあり方について方向付けを行う。

3 三和地域公民館運営協議会の事業

①地域住民の交流事業

地域住民の交流と親睦の場としてグラウンドゴルフ大会やスクエアボッチャ、消しゴムはんこ作り教室などを実施する。

②公民館まつりの開催

町域のまつりとして開催予定の「三和ふれあいフェスティバル」において、公民館の教室や講座の紹介を含めた作品展示や、公民館の活動内容の紹介を行い、理解を深める機会とする。

1 令和5年度事業（取組）の重点について

絆づくり ～地域づくりの原点は人と人とのつながり～

- ①活動を通じて人をつなぐ・・・諸団体をつなぐネットワークづくり
- ②課題解決に向けて地域をつなぐ・・・まちづくりにつながる学習機会の提供、人材育成
- ③文化・スポーツを通じて心をつなぐ・・・よりよい文化の共有と心身の健康増進
- ④学校・こども園を通じて世代をつなぐ
 ・・・夜久野学園・夜久野こども園・子育て支援センターと連携した地域づくり

「つながり」を重点に挙げる取組は今年で10年目となる。今年度は、市立公民館が住民センターの機能も担うことに伴って「夜久野ふれあいプラザ」施設内の各団体との連携をさらに深める取組を模索する。

2 事業の概要および特徴的な事業について

(1) 活動を通じて人をつなぐ 諸団体をつなぐネットワークづくり

諸団体と連携・協働を進めることにより、団体の特性を効果的に活かしながら地域を活性化するとともに、多くの人材が活躍できる機会を拓く。

「まちづくり講演会」「人権講演会」「文化祭」「公民館まつり」「音楽サロン」「健康環境委員研修会」「年間計画調整会議」

(2) 課題解決に向けて地域をつなぐ まちづくりにつながる学習機会の提供、人材育成

地域の歴史や文化を学ぶことを通して郷土愛をはぐくむとともに、地域の現状に向き合い、学習を通して課題や希望を共有する。また、住民が力を合わせて課題を解決したり、希望を実現したりするための力を養う。

「まちづくり講演会」「人権講演会（心をつなぐ～認知症介護の体験から～）」「SDGsはじめの一步」「防災講座」「ふるさと講座夜久野学」「草木の恵みを暮らしに活かす」「夜久野のみらいを創る集い」「やさしいお菓子づくり」「男のこだわり料理」

(3) 文化を通じて心をつなぐ よりよい文化の共有

文化やスポーツを通じて心身を豊かにはぐくむとともに参加者同士のつながりを図る機会とする。また、日頃の練習や創作活動の成果を発表する場を協力して作ることで、豊かな文化を共有し、お互いを尊重しあう気持ちをはぐくむ。

「気功教室」「つるし細工入門」「やさしいお菓子づくり」「男のこだわり料理」「草木の恵みを暮らしに活かす」「幸せたっぷり音楽会」「名曲喫茶」「文化祭」「公民館まつり」

(4) 学校・こども園を通じて世代をつなぐ 夜久野学園・夜久野こども園・子育て支援センターとの連携

夜久野学園の児童生徒と学び合ったり、子どもならではの力を発揮する事業を実施。乳幼児から世代を超えた交流を深めるとともに、地域の一員として認め合う。今年度は新たに、子育て支援センターを利用する乳幼児や保護者を対象に公民館としてできることを模索する。

「あいさつ先手運動」「親子わくわく教室」「子ども体験教室」「オータムフェスティバル」「中学生と学ぶ人権講演会」「夜久野のみらいを創る集い」「名曲喫茶」

1 令和5年度事業（取組）の重点について

- (1) 次年度以降を意識した持続可能な公民館運営を目指す。
- (2) 大江地域の他団体との連携を進め、地域住民同士の連携を図る。
- (3) 地域住民の学習ニーズに応える生涯学習を推進する。

2 事業の概要及び特徴的な事業等について

(1) 事業の概要

- ①新たな利用者層を対象にした事業の実施
- ②他団体との連携による各事業の改善
- ③住民の要望に基づく講座開設や出前講座の実施

(2) 事業の内容

【一般講座】

- ①自然観察 ②歴史探訪 ③弓道教室 ④和紙灯籠づくり ⑤ペーパークラフトかごづくり ⑥レザーバッグ ⑦ノルディックウォーク ⑧かわいいパンづくり ⑨アロマワックスバー ⑩フラワーアレンジ ⑪バランスボール ⑫おいしい味噌づくり ⑬季節のキムチづくり ⑭おもしろ文字 ⑮健康いきいき講座 ⑯藍染め ⑰ヨガ教室 ⑱簡単アイデア料理 ⑲ゆったりヨガ ⑳男料理うで自慢 ㉑子どもスポーツ広場

【新規講座】（特別枠予算による講座）

- ①親子バランスボール ②親子バドミントン ③癒しの世界（絵本と音楽）

※目的…子どもや、親子の参加を促す。

- ④実用筆ペン習字（住民のニーズにより、おもしろ文字から発展した。）

- ⑤卓球広場

- ⑥ボッチャ広場

※継続して、午前中利用と高齢者の健康づくりの場として毎週月曜日9:30から実施。

- ⑮健康いきいき講座

※講座の工夫として、公民館まで来られない方が多く、各地域に出向いて講座を開設、また、若い方にも必要な内容のため、高齢者から名前を変更。

【運協主催事業】

- ①公民館まつり ②グランドゴルフ大会 ③卓球大会 ④囲碁交流会 ⑤習字教室

【その他】

- ①スマホ講座（全館共通） ②午前中全館開放デー ③「心の教育」実践活動

- ④共に幸せを生きるまちづくり人権講座

※『午前中全館開放デー』は、毎月第三日曜日に実施している。

※『「心の教育」実践活動』は、大江学園、げん鬼子ども園、河守地区公民館などと連携している。

※『共に幸せを生きるまちづくり人権講座』は、「難病と闘う子供たちの夢の実現に向けて」をテーマに大野寿子氏の講演を計画している。

1 令和5年度事業（取組）の重点について

- (1) 福知山市教育委員会「令和5年度社会教育の重点」「市立公民館の活動の重点」「心の教育実践活動方針」等を踏まえ、市立公民館テーマ「笑顔あふれる公民館活動 ～つどうまなぶ むすぶ～」について、各事業・講座をとおして具現化を図る。
- (2) 地域公民館としての開設7年目を迎え、地域内の状況や実態を踏まえつつ、地区公民館や学校、関係機関との更なる連携を深めるとともに、「交流」を中核的なテーマとして取組を進め、地域に根ざした地域公民館を目指す。
- (3) 令和6年度の新館オープンを踏まえ、各関係機関との連携を図りながら、地域住民や利用を予定される市民の目線に立ち、効果的な運営の在り方についての研究を進める。

2 事業の概要及び特徴的な事業等について

(1) 運営協議会事業

ア テーマ 「地域住民の交流がより深まる取組の推進」～合わせよう顔と顔、つなげよう心と心～
イ 事業

- ・設立記念「第7回グラウンドゴルフ大会」（11月12日 公立大学グラウンド）
- ・「フリーマーケット・ふれあいコンサート」（12月10日 桃映地域公民館）
- ・人権講演会（8月24日 桃映地域公民館）
- ・ジュニアスポーツクラブ わんぱくクラブ（4月～3月 毎週日曜日）

(2) 生涯学習講座

ア 講座開設の考え方

- ・地域人材の活用と地区公民館との連携による開催。
- ・オール福知山を基本とし、学びの場の提供。（庵我地区、大正地区の2カ所開催）

イ 地域人材、公民館連携の講座（庵我・大正両地区で開催）

- ・「特大書道」「歴史探訪」「音楽鑑賞」「親子木工教室」「大正まちづくり」

ウ 一般講座（※は庵我・大正地区の2カ所での開催）

- 「気功教室」「秋のフラワーアレンジメント※」「季節のタペストリー」「簡単スマホ※」
- 「お正月のフラワーアレンジメント※」「創作樹脂粘土供養室」「春のタペストリー」
- 「親子折り紙教室」「小学生英会話」「親子スポーツ教室」

(3) 心の教育実践活動

ア 「あいさつ運動」「家族団らんの日」「豊かな体験活動」の具体的実践。

イ 地域内関係機関との連携を一層深め、「育てる」「見守る」体制作り（ネットワーク）

(4) 人権教育の推進

ア 地域公民館独自の取組の推進

- ・人権推進室との連携（人権講演会 8月24日）

イ 地域内施設との連携（堀会館、児童館、教育集会所）

- ・年間を通しての講演会（3回）

(5) 関係機関連携

ア 福知山公立大学…地域経営学部谷口ゼミとの連携

イ まちづくり推進課、大学政策課…福知山市若者まちづくり未来ラボ事業